

ノーサイド

禍害と被害を超えた論理の構築

(2 3)

中村周平

私にとって同志社大学での第二の大学生生活(モグリ)が始まってから、気が付くと長い長い夏期休暇が終わろうとしていました。当初、隔週で通わせていただいていた川井先生のゼミは、いつの間にか毎週の参加が当たり前のようになっていました。次々に新しい知識や情報が自分の中に蓄積されていく感覚は本当に嬉しいものでした。

そんな中、「論文作成」に取り掛かることになりました。調停でお世話になった弁護士の方に川井先生をご紹介いただいたのは、スポーツ法学の知識を学ぶこと、そして、スポーツ法学会の学会誌に寄稿するための論文を指導していただくことでした。

「まずは、今書けることを書いてきてください」

川井先生からのその一言で論文を書き始めました。一度、挫折を味わった・・・というより何を書いているのかわからなかった相手。最初の一文を書き出すのは、ちょっと時間と勇気が必要でした。ただ、書き始めてみると、その不安は徐々に薄れていきました。毎週の川井先生のゼミでの学びやゼミ生とのプレゼンを重ねたことで、これまでまったく無かったスポーツ法政策に関する知識や日本におけるスポーツ事故に対応した補償制度については基礎知識と

して身につけていたのです。同志社大学に来させていただく前にモヤモヤしながら書き進めていた論文とはまったく違う手応えを感じながら作成していました。

ただ、書き進めながらいくつかの疑問にぶつかることを繰り返していました。その一つは、同志社大学に来て以来、川井先生から学ばせていただいた膨大な情報をどこまで載せたらよいのかということでした。たとえば、日本におけるスポーツ事故に対応した補償制度を解説する文章や注釈だけでも数千字にも膨れ上がってしまいました。字数を削る作業を何度も繰り返しても、新しい情報を把握することができた嬉しさと、この論文を読んでもくださる方に少しでも多くの情報を知ってもらいたいという感情がその作業の大きな妨げとなっていました。(手が進まずモヤモヤしていたころに比べると贅沢すぎる悩みではありましたが…)この状況を打破することができたのは、川井先生の知人の方からのアドバイスからでした。何万字にも膨れ上がってしまった論文の第一稿を読んでいただいていた後に、

「学生時代や論文を書きなれていない頃は、目新しい情報や知識を『自分の考えだ！新しい発見だ』と勘違いすることが多いです。あたかも『これが自分

の主張』だと言わんばかりに。しかし、実際は過去の先駆者たちによって明らかにされたモノがほとんどです。」

「論文において大事なことは二つあります。一つは、先行研究というものをまとめるうえで十分な時間を掛けることです。それは他人の成果を自分の成果ではないということを明確にする・・・つまりは、先駆者たちに対して最大限の敬意を払うことだと思います。二つ目は、先駆者たちが積み上げてきた知識や情報を踏まえたうえでの、あなたの発見や新しい考えが一番の醍醐味だということです。その上澄みとその論文におけるあなたの主張と言えらると思います」、

というコメントをいただきました。論文を書くうえでの決まり事・・・そんなことを知らなかったことへの恥ずかしさはもちろんでしたが、それ以上に自身の無知さに正面からコメントして下さったことに強く感銘を受けたことを今でも覚えています。何万字にもなっていた第一稿は、大事な情報は残しつつ、日を追うごとにスリムに、そして論文の体裁を成していきました。

そして、私を悩ませていたもう一つのこと。それは、論文の「主訴」についてでした。これまでの自分の考えでは、「無過失補償」というものを第一の主訴として考えていました。現行の補償制度の不備から、それ以上の経済的支援を考えた場合、訴訟という選択しか残されていないということに課題を置いていました。ただ、訴訟を起こしたとしても「不慮の事故」として扱われてしまうスポーツ事故において、過失責任を立証することは困難を極めます。また、司法の場に判断を委ねてしまった時点で関係性は崩壊し、原因の究明が難しくなるどころかスポーツによって生まれた繋がりまで失ってしまうこととなります。

スポーツ事故後によって引き起こされるこの現状については、今でも同じ考えを持っています。しか

し、今回の論文作成を通して、自身の大きな誤りに気づくことができました。「私の誤り」・・・、それはこれまで経験してきたことを Logical な政策的視点で捉えられていないということでした。